

# 成年後見制度利用支援事業をご利用ください

八千代町では、成年後見制度を利用したくても身寄りがない方や、低所得等により成年後見制度を利用する上で必要な費用を負担することが困難な方への支援を行っています。

## 成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が十分でない人の財産や権利を守る制度です。家庭裁判所に選任された成年後見人が、本人に代わって財産の管理や日常生活上の手続きを行い、不利益を受けないようにします。



成年後見人の役割 大きく分けて2つの役割があります。

### 財産の適切な管理

預貯金や不動産、年金、日常生活費などを管理します。通帳や証書の保管、賃貸不動産の管理なども行います。



### 日常生活の支援

介護・福祉サービス利用の手続き、施設入所契約など本人の生活を支援します。入院時には費用の支払いもします。



成年後見制度の種類 本人の判断能力に応じて、2種類の制度があります。

## 法定後見制度

すでに判断能力が十分でない人を支援する制度です。判断能力の程度によって以下の3つの類型に分けられます。

### 後見

ほとんど判断ができない人

### 保佐

判断能力が著しく不十分な人

### 補助

判断能力が不十分な人

## 任意後見制度

判断能力が十分にある人が、判断能力が落ちてしまった時に備えて、あらかじめ支援してもらう代理人（任意後見人）と、支援してもらう内容を決めておく制度です。



成年後見制度を利用するには、親族等による申立てが必要であったり、申立ての際に費用がかかったり、後見人に専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）が就いた場合は、その後の報酬を支払っていく必要があります。申立てを行う方がいなかったり、低所得等により、申立て費用・報酬を負担することが難しい方は成年後見制度利用支援事業をご活用ください。

# 成年後見制度利用支援事業でできる3つの支援

## 1. 町長申立て

成年後見制度の利用が望ましい方が、身寄りがなく制度の利用が困難な場合、親族等に代わって八千代町長が申立てを行います。

## 2. 審判請求費用助成

本人・親族等が申立てを行う際、低所得等の理由により審判請求に係る費用の負担が困難な場合、町が費用の助成を行います。

## 3. 報酬助成

後見等開始後、本人が低所得等の理由により成年後見人（親族を除く）への報酬を負担することが困難な場合、町が報酬の助成を行います。

### ※ 支援を受けるための共通要件

- 八千代町に住所登録のある方（施設入所等で他市町村が保険者等になっている方を除く）
- 八千代町に住所登録がなくても施設入所等で八千代町が保険者等になっている方
- 法定後見制度を利用される（されている）方

## 支 援 内 容

### 1. 町 長 申 立 て

#### 対 象 者

次の(1)、(2)のいずれかに該当する方

- (1) 配偶者及び二親等内の親族がいない方
- (2) 配偶者及び二親等内の親族がいても審判請求を行う見込みがない方

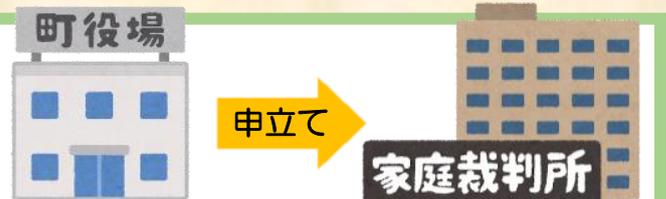
※ 三親等、四親等の親族が申立てを行うことが明らかな場合は対象外

#### 支 援 内 容

八千代町長が申立てを行い、審判請求費用についても町が負担します。

※ 家庭裁判所より審判請求費用について本人負担とすることの決定があった場合は、当該費用を求償します。

※ 申請は必要ありません。相談等により町が支援の必要性を判断します。



## 2. 審判請求費用助成

### 対象者

次の(1)～(4)のいずれにも該当する方

- (1) 本人と申立人（本人以外の場合）のいずれもが次の①～③のいずれかの理由に該当する場合
  - ① 生活保護を受給している方
  - ② 町民税非課税世帯に属している方
  - ③ 助成を受けなければ審判請求費用の負担が困難と認められる方
- (2) 申立人が本人または同一世帯の親族等の場合、審判請求を行った時点において、その世帯の有する現金、預貯金、有価証券等及び現金化できる資産（居住の用に供する家屋その他日常生活を営む上で必要な資産を除く）の総額を世帯員数で除して得た金額が500,000円未満の場合
- (3) 申立人が本人と別世帯の親族等の場合、審判請求を行った時点において、その方の有する現金、預貯金、有価証券等及び現金化できる資産（居住の用に供する家屋その他日常生活を営む上で必要な資産を除く）の総額が500,000円未満の場合
- (4) 他市町村において同様の趣旨の助成を受けていない方

### 助成額

審判請求に要した費用（収入印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定料に限る）

### 申請者

申立人（本人、配偶者、四親等内の親族）

### 申請期限

後見開始等審判の確定した日から6か月以内



## 3. 報酬助成

### 対象者

次の(1)～(4)のいずれにも該当する方

- (1) 本人が次の①～③のいずれかの理由に該当する場合。
  - ① 生活保護を受給している方
  - ② 町民税非課税世帯に属している方
  - ③ 助成を受けなければ成年後見人に対する報酬の負担が困難と認められる方
- (2) 成年後見人が親族以外である方
- (3) 他市町村において同様の趣旨の助成を受けていない方



次ページへ続く

#### (4) 次の資産要件を満たす方

報酬付与申立て時点の現金、預貯金、有価証券等及び現金化できる資産（居住の用に供する家屋その他日常生活を営む上で必要な資産を除く）

30万円  
(控除額)

家庭裁判所が  
決定した報酬額  
(12か月以内  
の期間)

(例) 家庭裁判所が決定した報酬額（12か月以内の期間）が24万円だった場合  
資産70万円の場合 - 30万円 = 40万円 > 24万円 ⇒ × 対象外  
資産40万円の場合 - 30万円 = 10万円 < 24万円 ⇒ ○ 対象

#### 助成対象期間

家庭裁判所が決定した報酬対象の期間 ※ 最大12か月を限度とします。

#### 助成額

次の計算式により算出します。

報酬付与申立て時点の現金、預貯金、有価証券等及び現金化できる資産（居住の用に供する家屋その他日常生活を営む上で必要な資産を除く） … ①  
30万円（控除額） … ② 家庭裁判所が決定した報酬額（12か月以内の期間） … ③

【 計 算 式 】

① - ② = ④ 【マイナスになる場合は0円とします】

③ - ④ = 助成額 【1,000円未満切捨て】

(例) 家庭裁判所が決定した報酬額（12か月以内の期間）が24万円だった場合  
資産405,200円の場合【①】 - 300,000円【②】 = 105,200円【④】  
240,000円【③】 - 105,200円【④】 = 134,800円 ⇒ 【助成額】134,000円

#### 助成限度額

1か月2万円（助成対象期間が12か月の場合24万円）

※ 上記計算式で得た助成額が限度額を超える場合は限度額での支給となります。

#### 申請者

本人、成年後見人（本人死亡時）

※ 本人による手続きが困難な場合は、後見人による代行申請も可能です。

※ 成年後見人が複数選任されている場合、申請は成年被後見人1人につき1回限りです。

#### 申請期限

報酬付与審判が確定した日から6か月以内

※ 原則として、申請は当該年度において1回限りです。

## 問 合 せ

#### 【障害をお持ちの方】

八千代町役場 福祉介護課 障がい福祉係  
電話：0296-49-3941

#### 【65歳以上の方】

八千代町役場 福祉介護課 地域包括支援センター  
電話：0296-30-2400

※ 成年後見制度利用支援事業の利用をお考えの方は、事前にご相談ください。